



第61期

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）午後2時
受付開始 午後1時

開催場所

神奈川県横浜市中区山下町3丁目1番
神奈川県民ホール

（会場は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、
お間違いのないようご注意ください。）

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

証券コード：7616

株式会社コロワイド



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7616/>



議決権行使が簡単に！
「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

株主各位

証券コード 7616

2023年6月6日

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークタワー12階

株式会社コロワイド

代表取締役社長 **野尻 公平**

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

〔当社ウェブサイト〕

<https://www.colowide.co.jp/ir/library/meeting/>



〔株主総会資料 掲載ウェブサイト〕

<https://d.sokai.jp/7616/teiji/>



〔東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〕

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「コロワイド」又は「コード」に当社証券コード「7616」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

尚、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）の通り、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午後2時（受付開始：午後1時）
2 場 所	神奈川県横浜市中区山下町3丁目1番 神奈川県民ホール (会場は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求を頂いた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送り致しております。本招集ご通知と当該書面を合わせると従来の定時株主総会招集ご通知と同一の記載事項となりますのでご参照下さいますようお願い申し上げます。尚、以下の事項は、法令及び当社定款第16条の2の規定に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。
 - ① 事業報告の「企業集団の現況」の一部（使用人の状況、主要な事業内容、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項）、「株式の現況」、「当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会社役員の状況」の一部（取締役の重要な兼職の状況、社外役員に関する事項、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要）、会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2023年6月26日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

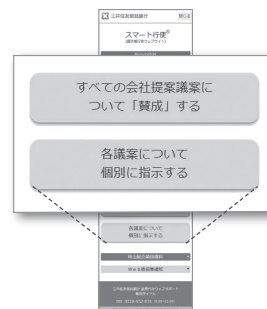


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

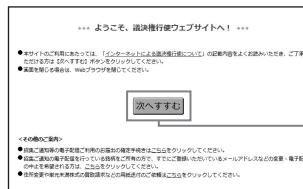


※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

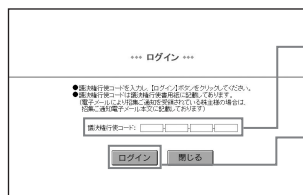
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

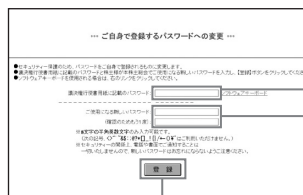
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトのご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
 （受付時間 9:00～21:00）

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図る為に取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

尚、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	くろ うど かね お 蔵人 金男	代表取締役会長	再任
2	の じり こう へい 野尻 公平	代表取締役社長	再任
3	いそ の たけ お 磯野 健雄	取締役	再任
4	まつ み だい すけ 松見 大輔	取締役	再任
5	うえ だ たけ ふみ 植田 剛史	執行役員	新任
6	もく の じゅん こ 空野 純子	取締役	再任 独立 社外
7	ふじ やま ゆう じ 藤山 雄治	取締役	再任 独立 社外

候補者番号

1

くろ うど かね お
蔵 人 金 男

再任

生年月日

1947年8月3日

所有する当社の株式数

普通株式
2,683,605株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1966年4月 当社入社
1975年12月 当社取締役
1983年3月 当社代表取締役社長
2007年2月 当社代表取締役会長兼社長
2012年4月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

創業者であり、強いリーダーシップをもって当社グループの成長を牽引し、長年にわたり当社代表取締役社長・代表取締役会長として経営を指揮してきた実績や豊富な経験を有しており、企業価値の向上に貢献しております。このことから今後外部環境が激変する中、更なる当社グループの発展の為、取締役候補者と致しました。

候補者番号

2

の じり こう へい
野 尻 公 平

再任

生年月日

1962年4月4日

所有する当社の株式数

普通株式
43,160株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年3月 当社入社
1997年6月 当社取締役
2001年8月 当社常務取締役
2002年1月 当社専務取締役
2009年9月 当社代表取締役専務
2012年4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

経営管理部門を中心に当社グループの業務執行に重要な役割を担ってきており、特にM&Aによる当社グループの成長に貢献。2012年以降は代表取締役社長としてグループ経営戦略の策定・推進を担っており、当社グループ経営に適切な人材であり、取締役候補者と致しました。

候補者番号 3

いそ の たけ お
磯野 健雄

再任

生年月日

1971年9月1日

所有する当社の株式数

普通株式
6,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年4月 (株)新潟ニチイ (現イオンリテール(株)) 入社
2004年8月 (株)ワタミファーム入社
2018年6月 ワタミ(株)取締役MD本部長
2020年10月 (株)コロナイドMD入社 顧問
2020年11月 (株)コロナイドMD取締役副社長
2021年3月 (株)コロナイドMD代表取締役社長 (現任)
2021年6月 当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

当社グループの食材の調達、加工、流通等のマーチャндаイジング分野で豊富な業務経験と幅広い見識を持ち合わせております。これらのことから、当社グループの継続的成長に不可欠なマーチャндаイジング業務の専門的知見と実績を踏まえ、取締役候補者と致しました。

候補者番号 4

まつ み だい すけ
松見 大輔

再任

生年月日

1974年5月4日

所有する当社の株式数

普通株式
6,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1998年4月 YKK(株)入社
2007年12月 (株)レックス・ホールディングス (現 (株)レイズインターナショナル) 入社
2015年4月 (株)レイズインターナショナル取締役
2020年4月 当社執行役員
2021年5月 当社執行役員 人事法務本部本部長
2021年6月 当社取締役 人事法務本部本部長
2023年1月 当社取締役 コーポレートサービス本部本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

実務に精通した企業法務の専門家であり、各種リーガルチェック・紛争解決対応・債権管理等の豊富な経験を有しております。また当社グループのコーポレート・ガバナンスを担う上で豊富な見識を有しており、これらの実績を踏まえて、当社グループ経営の管理・統制に貢献していることから、取締役候補者と致しました。

候補者番号 5

うえ だ たけ ふみ
植田 剛史

新任

生年月日
1964年9月13日

所有する当社の株式数
普通株式
3,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 2001年 9月 (株)平成フードサービス (現 当社) 入社
- 2004年10月 (株)コロナイド東日本 (現 (株)コロナイドMD) 取締役
- 2005年 6月 (株)アトム代表取締役社長
- 2011年 6月 (株)コロナイド東日本 (現 (株)コロナイドMD) 代表取締役社長
当社取締役
- 2014年12月 カップ・クリエイティブホールディングス(株) (現 カップ・クリエイティブ(株)) 専務取締役
- 2019年 4月 当社執行役員
- 2020年 7月 当社執行役員 開発本部本部長 (現任)
- 2022年 1月 (株)ベイ・フードファクトリー代表取締役社長 (現任)
- 2023年 4月 (株)ダブリューピージャパン代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社グループ会社において取締役を歴任し、フードビジネス全般で豊富な業務経験と見識を有しております。また現在は当社開発本部長として、店舗の開業、改装及び修繕等を通して省エネルギーに取り組んでおり、当グループのサステナビリティ推進にも貢献しております。これらの実績を踏まえて、取締役候補者と致しました。

候補者番号 6

もく の じゅん こ
空野 純子

再任

独立

社外

生年月日
1961年12月20日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1984年 4月 横河ヒューレット・パッカード フィールドシステムエンジニア
- 1991年 7月 アーサー・D・リトル・ジャパン(株)
- 2002年 1月 (株)ポケモン 執行役員
- 2008年 9月 ウォルト・ディズニー・ジャパン コンシューマー・リレーションシップ・マネジメント ディレクター
- 2015年10月 (株)円谷プロダクション マーケティング本部長 執行役員
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2019年 7月 (株)TRAIL マネージングディレクター (現任)
STOCK POINT(株) アドバイザー (現任)
- 2021年 3月 (株)トレスバイオ研究所 社外取締役
- 2021年 7月 エブリモバイル(株) 取締役
- 2023年 5月 (株)メディアドゥ 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系を含む多様な企業において、ITサービス・E-commerce・デジタルマーケティングの分野での戦略策定・事業運営を実施。当社グループにおいても同分野が益々重要性を増すことを踏まえ、デジタルマーケティング戦略等の策定と推進の観点で経営に対する管理・監督を行うに適任と判断し、社外取締役候補者と致しました。

候補者番号

7

ふじ やま ゆう じ
藤山 雄治

再任

独立

社外

生年月日

1959年7月9日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年 4月 警察庁入庁
2007年 9月 鹿児島県警察本部長
2009年 3月 警視庁組織犯罪対策部長
2012年 3月 警視庁警備部長
2013年 8月 内閣官房危機管理審議官
2015年 8月 皇宮警察本部長
2018年 1月 大成建設(株)管理本部総務部顧問
2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる警察組織での豊富な知識と幅広い経験を有し、当該知識及び経験に基づき独立した立場から助言を頂けることが期待され、当社における法務リスクマネジメントの強化を図ることに寄与して頂けると判断し、社外取締役候補者と致しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 空野純子氏の戸籍上の氏名は、竹尾純子であります。
 3. 空野純子氏及び藤山雄治氏は社外取締役候補者であります。
 4. 空野純子氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 藤山雄治氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 6. 当社は、空野純子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また藤山雄治氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
 7. 当社は、空野純子氏及び藤山雄治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、第61期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員 の状況」に記載の通りです。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であります。
 8. 当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、第61期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員 の状況」に記載の通りです。各氏が選任された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

候補者番号

1

う だ たけし
宇 田 猛

再任

生年月日

1961年3月31日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年4月	(株)日伸食品（現カップ・クリエイト(株)）入社
1995年7月	同社東日本事業部部長
2005年8月	同社取締役
2008年6月	同社物流部部長
2012年11月	同社総務部部長
2015年6月	同社常勤監査役
2018年6月	同社取締役（監査等委員）
2019年6月	当社取締役（監査等委員・常勤）（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループのカップ・クリエイト(株)において、事業・物流・総務各部門において部長を歴任し、2015年以降は監査役・監査等委員として経営の監査・監督における実績が顕著であり、当社における監査等委員として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者と致しました。

候補者番号 2

候補者名 福崎 真也

再任

独立

社外

生年月日

1969年4月24日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1997年3月 司法修習修了（49期）
1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会）九段総合法律事務所入所
2001年10月 番町スクエア法律事務所開設
2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
ヤマシンフィルタ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年7月 福崎法律事務所開設（現任）
2023年3月 ㈱フォーサイト 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業法務に関する専門知識と幅広い業務経験を持つ人材であり、また他社の監査役・監査等委員としての経験も豊富。コーポレートガバナンス・コンプライアンスに対する社会の要請が高度化する中、当社の社外取締役・監査等委員として法律面の議論に積極的に参画・貢献しており、引続き監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

候補者番号 3

候補者名 熊王 斉子

再任

独立

社外

生年月日

1970年2月27日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2017年12月 司法修習修了（70期）
弁護士登録（第一東京弁護士会）弁護士法人リーガルプラス入所
2018年6月 島村法律会計事務所入所（現任）
2020年3月 セーラー万年筆株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年7月 Hamee株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年11月 ㈱明光ネットワークジャパン 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業法務の専門知識に加え、司法試験準備の傍ら様々な業種の職務に従事し、業務経験が豊富。更に取締役監査等委員としての経験もあり、今後、企業経営においてESGを踏まえた経営の管理が重要性を増す中、専門知識と幅広い目線での取締役会運営への貢献の観点で監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

候補者番号 4

樋口一成

新任

独立

社外

生年月日

1957年1月3日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
 2006年3月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 兜町証券営業部長
 2008年4月 同行決済営業部長
 2009年4月 同行執行役員業務監査部長
 2010年4月 みずほ総合研究所(株)(現 みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)) 顧問
 2010年5月 同社常務執行役員
 2011年5月 ユーシーカード(株)代表取締役社長
 (株)キュービタス(現(株)フレディセゾン) 取締役
 ユーシーカード(株)顧問
 2016年4月 大陽日酸(株)(現 日本酸素ホールディングス(株)) 常勤監査役
 2016年6月 (株)みちのく銀行社外取締役
 2020年6月 (株)クレハ社外取締役(現任)
 2022年4月 (株)プロクレアホールディングス社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務・会計に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かし、財務・会計に関するガバナンスやコンプライアンスについて専門的な観点から助言等を頂けると判断し、監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 福崎真也氏、熊王斉子氏及び樋口一成氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 福崎真也氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって7年であります。当社は福崎真也氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 4. 熊王斉子氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。当社は熊王斉子氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 5. 樋口一成氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
 6. 当社と福崎真也氏及び熊王斉子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、第61期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員 の状況」に記載の通りです。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であり、樋口一成氏が選任された場合には、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
 7. 当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、第61期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員 の状況」に記載の通りです。各氏が選任された場合には、宇田猛氏、福崎真也氏及び熊王斉子氏の各氏は引き続き被保険者となり、樋口一成氏は新たに被保険者となります。

(ご参考)

取締役等のスキルマトリックス

氏名	役位	社外	独立	特に期待する経験・知見					
				経営全般	フードビジネス	M&A 財務・会計	法務リスク マネジメント	テクノロジー	サステナビリティ
蔵人 金男	代表取締役 会長			●	●				
野尻 公平	代表取締役 社長			●	●	●	●		●
磯野 健雄	取締役				●				●
松見 大輔	取締役						●		●
植田 剛史 (新任)	取締役				●				●
空野 純子	取締役	○	○	●			●	●	●
藤山 雄治	取締役	○	○				●		
宇田 猛	取締役(監査等委員)					●	●		
福崎 真也	取締役(監査等委員)	○	○				●		●
熊王 育子	取締役(監査等委員)	○	○				●		●
樋口 一成 (新任)	取締役(監査等委員)	○	○			●	●		●
大場 良二	執行役員							●	
竹島 隆仁	執行役員					●			●

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和以降、インバウンドの再開や全国旅行支援等の政策効果もあり、緩やかながら景気回復への動きが見られました。しかしながら、円安傾向の継続や資源及びエネルギー価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続いております。世界経済につきましても、ウクライナ情勢の長期化や根強いインフレにより、景気減速に対する懸念が継続しております。

外食産業におきましては、度重なる変異株の流行拡大の影響を受けながらも、ウィズコロナ下で経済活動が徐々に正常化に向かうなど全体の需要としては回復傾向にあるものの、コロナ禍を契機にした生活様式の変化によって、大型の宴会需要や深夜時間帯の利用客が大幅に減少しております。また消費者の節約志向や選別志向の高まりに加え、食材の仕入価格の高騰、物流費、光熱費、人件費等のコスト上昇にも悩まされており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは事業環境の変化に順応した取り組みを強化しております。

店舗施策と致しましては、都心よりも郊外、アルコール利用よりも食事利用の需要回復が早い状況を踏まえて、店舗立地の見直しによる出退店を進め、居酒屋業態店舗のレストラン業態への転換を進めるなど、消費者ニーズに対応した事業ポートフォリオの最適化を図っております。店舗施設に関しましては、清潔感や広い空間を意識した改装を積極的に進め、自動案内システムの設置や配膳ロボットが最大限活用できるレイアウトへの変更、完全キャッシュレス店舗を新たに開発するなど、お客様の体験価値を高めるだけでなく生産性を高める投資を進めております。

営業施策と致しましては、インバウンドの需要回復をいち早くキャッチして、国内外の旅行者と提携することでパッケージツアーにおける食事の場の提供を進めております。また食事利用や小グループ利用への需要シフトを踏まえて、居酒屋業態においても食事メニューを強化すると共に、アルコール関連商品に関して低価格を訴求し、食事と共に気軽に楽しめる居酒屋業態へと転換を図っております。また引続き従業員の適切な配置転換並びに適正労働時間の算出に基づく、人材の活性化及び人件費の抑制も行っております。

原材料及び物流費の上昇に対しましては、グループインフラの整備を継続して行っております。昨年10月にはコロナワイドMD研究所を設立し、グループ各社の原材料の共通化や規格の統一、食材を起点とした歩留まりの向上を意識したメニュー開発、原材料廃棄ロスの低減等を進めております。また食材配送拠点の集約や配送頻度の最適化にも努めており、更なる物流効率化に向けた取り組みを継続的行っております。

海外事業につきましては、いずれの国・地域も当連結会計年度中盤から行動制限や入国制限等の規制緩和が進み、回復基調に転じております。情勢に合わせた販売戦略の効果もあり、多くの地域でコロナ禍前の売上水準に戻ってきております。

店舗の出退店につきましては、直営レストラン業態を56店舗及び直営居酒屋業態を2店舗、合計58店舗を新規出店致しました。一方、直営レストラン業態を49店舗、直営居酒屋業態を80店舗、合計129店舗を閉店致しました。その結果、当連結会計年度末の直営店舗数は1,362店舗、FCを含めた総店舗数は2,640店舗となっております。総店舗数に占めるレストラン業態の比率は89.5%、居酒屋業態の比率は10.5%と着実に事業ポートフォリオの最適化を進めております。

以上の取り組みに加え2024年3月期以降の抜本的な収益改善に向け、一過性の費用として減損損失70億61百万円を計上致しました。

過去数年に亘り店舗等の固定資産に対する減損損失を計上して参りましたが、コロナ禍が沈静化した後の市場環境に対する見通しが、より明瞭になりつつあることを踏まえ、将来的にリスクが生じる恐れがあるものを含め今回処理を行いました。これには事業ポートフォリオの見直し等による、2024年3月期の閉店予定37店舗分も含んでおります。

加えて、当社の連結子会社である(株)レイنزインターナショナルにおいて、コロナ禍からの業績回復状況を踏まえ将来的な計画を見直した結果、同社の居酒屋業態に係るのれんに対し7億90百万円の減損損失を計上しております。

このようなことから当連結会計年度の連結業績につきましては、売上収益が2,208億30百万円、事業損失が1億96百万円となりました。また上述の減損損失を計上したことにより、当期損失が85億79百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失が68億1百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は122億17百万円（店舗敷金保証金9億44百万円含む）であり、新規店舗の建物設備及び既存店改装に投資しております。

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として239億円の調達を行いました。尚、金融機関からの借入の他に次の社債を発行致しました。

会社名	発行銘柄	発行総額	発行日
(株)コロワイド	第70回無担保社債	30億円	2022年9月28日
(株)コロワイド	第71回無担保社債	10億円	2023年2月28日
(株)レイنزインターナショナル	第16回無担保社債	8億円	2022年8月31日

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

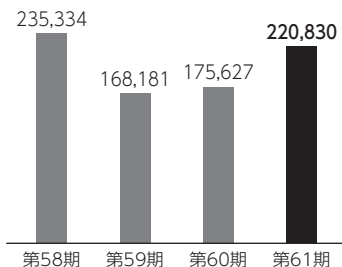
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

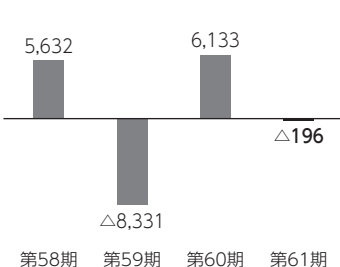
区 分	第58期 (2020年3月期)	第59期 (2021年3月期)	第60期 (2022年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
	I F R S			
売 上 収 益 (百万円)	235,334	168,181	175,627	220,830
事業利益又は事業損失 (百万円)	5,632	△8,331	6,133	△196
E B I T D A (百万円)	14,319	△98	14,416	7,400
親会社の所有者に帰属 する当期利益又は親会 社の所有者に帰属する 当 期 損 失 (百万円)	△6,447	△10,085	1,437	△6,801
基本的1株当たり当期 利益又は基本的1株当 たり 当 期 損 失 (円)	△88.62	△141.30	11.31	△84.45
資 産 合 計 (百万円)	248,832	267,482	267,698	261,859
資 本 合 計 (百万円)	38,889	39,441	60,030	50,701

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しております。
 2. 当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。
 3. 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。
 4. EBITDA = 「事業利益 + 減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）」により計算しております。

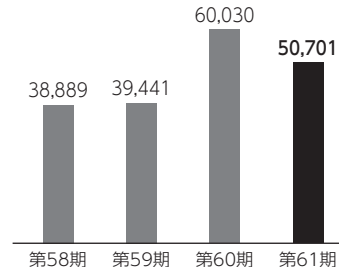
■ 売上収益 (単位：百万円)



■ 事業利益 (単位：百万円)



■ 資本合計 (単位：百万円)



(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%) (注1)
(株)コロワイドMD	10	飲食店チェーンの運営及び各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジング	100.0
(株)アトム	100	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	41.2
(株)レイズインターナショナル(注)2	10	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
(株)コスト・イズ(注)3	194	酒類等の販売・物流	100.0
台湾瑞滋國際股份有限公司(注)4	151	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
東京牛角股份有限公司(注)4	217	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE)PTE.LTD.(子会社1社 含む)(注)4、5	101	東南アジアにおける飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (THAILAND)CO.,LTD.(注)4	18	タイにおける飲食店チェーンの運営	49.0
PT.REINS MARINDO INDONESIA (注)4	240	インドネシアにおける飲食店チェーンの運営	51.0
REINS INTERNATIONAL(USA) CO.,LTD.(子会社9社含む)(注)6、7	1,588	北米における飲食店チェーンの運営	100.0
COLOWIDE VIETNAM.,JSC.(注)4	357	ベトナムにおける飲食店チェーンの運営	75.2
カッパ・クリエイト코리아(株)(注)4	814	韓国における飲食店チェーンの運営	80.0
(株)フレッシュネス(注)4	10	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
カッパ・クリエイト(株) (子会社2社含む)(注)8、9	100	直営飲食店チェーンの多店舗展開及びデリカ事業	50.6
(株)大戸屋ホールディングス (子会社8社含む)(注)10	3,029	直営飲食店チェーン及びFC事業の運営	46.8
(株)ダブリューピーージャパン(注)11	90	直営飲食店チェーンの運営	100.0
(株)シルスマリア(注)12	15	生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売	100.0
(株)ベイ・フードファクトリー	10	直営飲食店チェーンの運営	100.0
(株)フューチャーリンク(注)13	10	F C 事業運営	100.0

名称	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%) (注1)
(株)ダイニングエール(注)11	10	給食事業の運営	100.0
(株)エムワイフーズ(注)11	90	飲食店用・一般消費者用たれ（「宮のたれ」）の製造及び販売	100.0
(株)ココット	10	事務処理業務	100.0
ワールドピーコム(株)(注)11	75	外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用	98.1
(株)コロワイドサポートセンター	10	給与計算・社会保険管理等の労務関連業務	100.0

- (注) 1. 上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計となっております。
2. (株)レインズインターナショナルの株式は、当社の直接保有数と中間持株会社を介した間接保有数を合計したものとなります。
3. (株)コスト・イズの株式は、(株)コロワイドMD及び(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
4. 台湾瑞滋國際股份有限公司、東京牛角股份有限公司、REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.、REINS INTERNATIONAL (THAILAND) CO.,LTD.、PT.REINS MARINDO INDONESIA、COLOWIDE VIETNAM.,JSC.、カップ・フリエイト코리아(株)及び(株)フレッシュネスの株式は、(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
5. REINS INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE.LTD.における子会社は、GYU-KAKU SINGAPORE PTE. LTD.であります。
6. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.における子会社9社は、REINS INTERNATIONAL CALIFORNIA,INC.、REINS INTERNATIONAL NEWYORK,INC.、REINS INTERNATIONAL CHICAGO,INC.、REINS TEXAS INTERNATIONAL,INC.、REINS INTERNATIONAL MASSACHUSETTS,INC.、REINS INTERNATIONAL GEORGIA,INC.、REINS INTERNATIONAL COLORADO,INC.、REINS USA FRANCHISE COMPANY,INC.及びREINS USA MD COMPANY,INC.であります。
7. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
8. カップ・フリエイト(株)における子会社2社は、(株)ジャパンフレッシュ及び(株)華八であります。
9. カップ・フリエイト(株)の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
10. (株)大戸屋ホールディングスの株式は、当社及び(株)ベイ・フードファクトリーが保有しております。尚、(株)大戸屋ホールディングスにおける子会社8社は、(株)大戸屋、香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C、THREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.、M OOTOYA (THAILAND) CO.,LTD.、VIETNAM OOTOYA CO.,LTD.であります。
11. (株)ダブリューピージャパン、(株)ダイニングエール、(株)エムワイフーズ及びワールドピーコム(株)の株式は、(株)コロワイドMDが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
12. (株)シルスマリアの株式は、(株)コロワイドMD及び(株)アトムが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
13. (株)フューチャーリンクの株式は、(株)ベイ・フードファクトリーが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。

② 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

本 店	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
神 奈 川 C K	神奈川県横須賀市佐原二丁目2番2号
長 浜 C K	滋賀県長浜市国友町270
栃 木 工 場	栃木県河内郡上三川町多功南原2568-3
上 尾 工 場	埼玉県上尾市大字平塚125-2
富 士 工 場	静岡県富士市比奈358-12
三 保 工 場	静岡県静岡市清水区折戸字和田443-1
静 岡 工 場	静岡県静岡市清水区駒越北町313-1
名 古 屋 工 場	愛知県名古屋市熱田区三本松町18-43
滋 賀 工 場	滋賀県草津市上寺町字上柳200
尼 崎 工 場	兵庫県尼崎市西高洲町30-10

※CKはセントラルキッチン

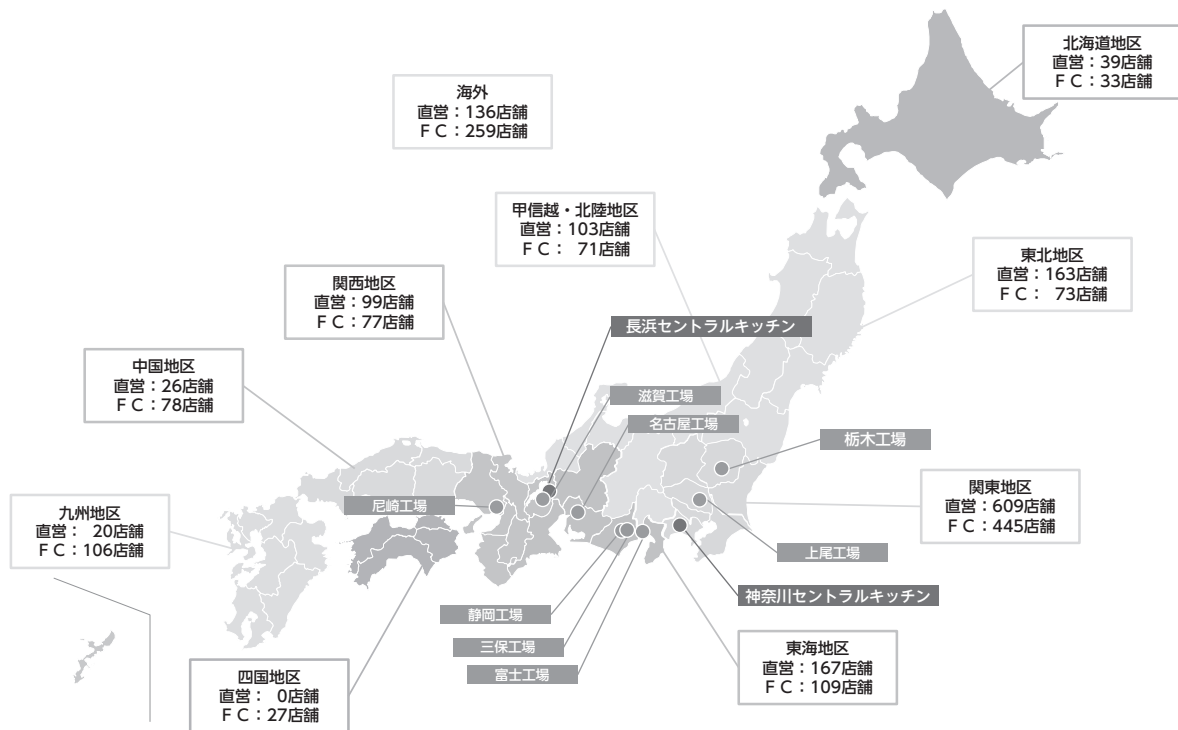
店舗数の推移

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
直営店舗数	1,527	1,530	1,508	1,462	1,470	1,433	1,362
F C 店舗数	1,211	1,191	1,201	1,203	1,373	1,352	1,278
合 計	2,738	2,721	2,709	2,665	2,843	2,785	2,640

●直営・FCともに全国規模で店舗を展開

(2023年3月末時点)

	合計	国内	海外
	2,640 店舗	2,245 店舗	395 店舗
直営	1,362 店舗	1,226 店舗	136 店舗
FC	1,278 店舗	1,019 店舗	259 店舗



(5) 対処すべき課題

2024年3月期につきましては、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響は徐々に薄れてゆくと見られるものの、引続きウクライナ情勢の長期化や根強いインフレ等による世界経済の減速、物価上昇に伴う消費マインドの停滞等が懸念されております。外食産業におきましては、コロナ禍を経た生活様式の変化や節約志向・選別志向といった消費者ニーズへの対応に加えて、原材料や物流費をはじめとしたコスト上昇への対応を求められており、事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想しております。

このような事業環境の中、当社グループは中長期的な企業価値の向上を展望し、新たな成長ビジョン「COLOWIDE Vision 2030」を策定しております。国内外食事業を事業基盤としつつも、市場の拡大が見込まれる海外外食事業、また新規に参入した給食事業の成長を通じて、2030年3月期までに連結売上収益5,000億円の達成を目指し、中長期的な企業価値の向上に努める所存であります。

国内外食事業につきましては、引続きレストラン業態を中心とした新規出店、経年店舗の改装、リロケーションや業態転換に加えて、M&Aによるシェア拡大を目指します。

海外外食事業につきましては、生産年齢人口を主眼として成長余地が大きなマーケットを選択し、焼肉業態及び回転寿司業態を中心に出店を行っていきます。既に展開しているアジア諸国及び北米の事業強化に加え未出店エリアの開拓を模索することで、収益の伸張を図ります。

給食事業につきましては、病院給食及び介護施設給食への参入による事業規模の拡大を展望しており、外食市場での競争により培ったメニュー開発力や高い運営効率、セントラルキッチンを活用したミールキットによる調理効率の向上により、フードサービスカンパニーとしての優位性を活かした展開を行っていきます。

更に、社会的な責任を果たして長期に亘って成長を続けるため、サステナビリティの推進にも注力しております。当社として重点的に取り組んでゆく5つのマテリアリティ（重要課題）、「地球環境への貢献」「食の安全・安心の提供」「働く仲間の成長と多様性の尊重」「地域・社会への貢献」「経営基盤の強化」に基づいて引続き活動して参ります。

また抜本的な収益改善に向け2023年3月期におきまして、減損損失の計上及び事業ポートフォリオの見直し等による閉店の処理を進めました。これにより2024年3月期の事業利益に対しては、減価償却費の減少及び閉店に伴う赤字額削減等により、28億円の利益押し上げ効果が期待出来ます。

このような状況を踏まえ、2024年3月期業績は次の通り見込んでおります。

売上収益	2,450億5百万円
事業利益	79億67百万円
EBITDA	160億99百万円
当期利益	31億86百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	11億30百万円

2 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当の状況
代表取締役会長	蔵人金男	経営全般
代表取締役社長	野尻公平	経営全般
取締役	磯野健雄	グループMD部門担当
取締役	松見大輔	人事法務担当
取締役	柰野純子	
取締役	藤山雄治	
取締役(監査等委員・常勤)	宇田 猛	
取締役(監査等委員)	福崎真也	
取締役(監査等委員)	谷 充史	
取締役(監査等委員)	熊王斉子	

- (注) 1. 取締役柰野純子氏、藤山雄治氏、福崎真也氏、谷充史氏及び熊王斉子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役柰野純子氏、福崎真也氏、谷充史氏及び熊王斉子氏を(株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化する為に宇田猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員) 福崎真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員) 谷充史氏は、金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員) 熊王斉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務の専門知識に加え様々な部門における豊富な経験と見識を有しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

イ. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	435 (25)	360 (25)	37 (一)	37 (一)	7 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	24 (14)	24 (14)	— (一)	— (一)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	459 (39)	384 (39)	37 (一)	37 (一)	11 (5)

(注)1. 上表には、2022年6月28日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上表における業績連動報酬等は、前事業年度の業績連動報酬等に相当するものとして当事業年度に支給したのになります。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の通りであります。尚、「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた業績指標は売上収益に対するEBITDA比率であり、その実績（第60期（2022年3月期））は、「1企業集団の現況（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況」の通りです。
4. 非金銭報酬等の内容は、当社の普通株式であり、割当ての際の条件等は「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の通りであります。また、当該事業年度における交付状況は、第61期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。
また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第59期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬の額として年額150百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。
6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(イ)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年5月25日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、次の(ロ)に記載の通りです。

(ロ)決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させると共に、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与（短期インセンティブ）、非金銭報酬等としての株式報酬（長期インセンティブ）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i)個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ii)業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため及び持続的かつ確実な財務的価値向上のため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。尚、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(iii)非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。尚、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）で退任又は退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また正当理由以外の理由により退任又は

退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

(iv)取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させると共に、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は、基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は、役位、職責等に応じて、いずれも「指名・報酬諮問委員会」の答申を得たうえで取締役会が決定することにより適切な報酬割合とする。尚、社外取締役については、基本報酬のみとなることから、その割合は基本報酬100%となる。

(v)報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記（i）、（ii）、（iii）の通り、基本報酬（金銭報酬等（業績連動報酬等以外））は月例の固定給とし毎月一定の時期に、賞与（業績連動報酬等）は業績指標を上回る場合、毎年一定の時期に、株式報酬（非金銭報酬等）は、譲渡制限付株式に係る割当契約を締結することを条件として毎年一定の時期に支給する。

(vi)個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときの内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

尚、代表取締役は、その権限を適切に行行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

(ハ)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、「指名・報酬諮問委員会」が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で答申を行っており、取締役会により委任された代表取締役は、後記ハ. の通り、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(ロ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月28日開催の取締役会にて代表取締役蔵人金男及び野尻公平に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、ハ.内において「取締役」という）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためです。尚、代表取締役蔵人金男及び野尻公平は、「指名・報酬諮問委員会」より答申を得ており、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分を決定しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、積極的に利益還元して参りたいと考えております。

剰余金の配当については、長期的な事業成長と経営体質強化の為に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。内部留保金につきましては、事業拡大と効率化の為にM&A、新規出店、設備投資、人材の育成等に充当し、企業価値の向上に努めて参りたいと考えております。

当事業年度につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当社普通株式1株につき5円、優先株式1株につき3,136,360円、第2回優先株式1株につき3,636,360円、第3回優先株式1株につき3,500,000円の配当を実施させていただきます。

以上

連結計算書類

連結財政状態計算書 (IFRS)

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	69,312
現金及び現金同等物	50,066
営業債権及びその他の債権	11,124
その他の金融資産	634
棚卸資産	3,492
未収法人所得税	385
その他の流動資産	3,611
非流動資産	192,547
有形固定資産	42,872
使用権資産	22,509
のれん	80,188
無形資産	11,243
投資不動産	389
その他の金融資産	20,861
繰延税金資産	14,038
その他の非流動資産	447
資産合計	261,859

科目	金額
負債の部	
流動負債	86,494
営業債務及びその他の債務	23,661
社債及び借入金	31,956
リース負債	14,681
その他の金融負債	25
未払法人所得税	926
引当金	5,532
契約負債等	211
その他の流動負債	9,504
非流動負債	124,664
営業債務及びその他の債務	4,167
社債及び借入金	91,509
リース負債	18,419
その他の金融負債	2,048
引当金	6,478
繰延税金負債	484
契約負債等	855
その他の非流動負債	703
負債合計	211,158
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	42,745
資本金	27,905
資本剰余金	40,482
自己株式	△143
その他の資本の構成要素	△327
利益剰余金	△25,172
非支配持分	7,956
資本合計	50,701
負債及び資本合計	261,859

連結損益計算書 (IFRS) (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上収益	220,830
売上原価	96,619
売上総利益	124,212
販売費及び一般管理費	124,408
その他の営業収益	
賃料収入	265
雑収入	632
その他	1,154
その他の営業収益合計	2,051
その他の営業費用	
減損損失	7,061
その他	1,537
その他の営業費用合計	8,598
営業損失	6,743
金融収益	1,223
金融費用	2,926
税引前損失	8,446
法人所得税費用	133
当期損失	8,579
当期損失の帰属	
親会社の所有者	6,801
非支配持分	1,778
当期損失	8,579

(注) 当社が経常的事業活動からの収益の指標としている事業利益は△196百万円となりました。
 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

計算書類

貸借対照表（日本基準）（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	47,469	流動負債	19,356
現金及び預金	15,895	短期借入金	60
前払費用	137	1年内返済予定の長期借入金	11,464
関係会社短期貸付金	27,901	未払金	227
未収入金	3,512	1年内償還予定の社債	6,229
未取還付法人税等	21	未払費用	252
その他	1	未払法人税等	4
固定資産	87,140	未払消費税	19
有形固定資産	62	預り金	64
建物	40	販売促進引当金	1,013
機械及び装置	4	賞与引当金	20
車両運搬具	0	固定負債	58,488
工具、器具及び備品	16	社債	12,212
リース資産	0	長期借入金	46,266
無形固定資産	102	資産除去債務	10
商標権	0	負債合計	77,844
ソフトウェア	102	純資産の部	
リース資産	0	株主資本	57,147
投資その他の資産	86,975	資本金	27,905
投資有価証券	79	資本剰余金	18,776
関係会社株式	56,548	資本準備金	17,623
敷金及び保証金	257	その他資本剰余金	1,153
会員権	69	利益剰余金	10,608
繰延税金資産	201	利益準備金	112
関係会社長期貸付金	29,567	その他利益剰余金	10,496
その他	252	繰越利益剰余金	10,496
繰延資産	380	自己株式	△142
社債発行費	380	評価・換算差額等	△1
資産合計	134,990	その他有価証券評価差額金	△1
		純資産合計	57,145
		負債・純資産合計	134,990

損益計算書（日本基準）（2022年4月1日から2023年3月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,128
販売費及び一般管理費	4,078
営業損失	2,949
営業外収益	1,727
営業外費用	1,059
経常損失	2,281
特別利益	0
税引前当期純損失	2,281
法人税、住民税及び事業税	△202
法人税等調整額	△11
当期純損失	2,066

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロワイドの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社コロワイド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロワイドの2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社コロワイド 監査等委員会

常勤監査等委員 宇田 猛
監査等委員 福崎 真也
監査等委員 谷 充史
監査等委員 熊王 斉子

(注) 監査等委員福崎真也、監査等委員谷充史及び監査等委員熊王斉子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

神奈川県民ホール

横浜市中区山下町3丁目1番

TEL 045-662-5901 (代表)



■最寄りの交通機関

- ・みなとみらい線（東急東横線直通）「日本大通り駅」
（3番出口より徒歩約6分）

（お願い）

- 駐車場はご用意致しておりません。